

時報

第 24 号 第 8 號 昭和 13 年 8 月

第 27 回 保線講話會

鉄道省工務局主催の第 27 回保線講話會は 5 月 25 日より 3 日間本省第 1 會議室に於て開催せられた。

本會は毎年奇數會を講演會とし春季に、偶數會を討議會として秋季に開催する例となつてゐる。

次に今回の講演會で特に從來と異つた點を二、三御紹介する事とする。

1. 講演數が非常に多かつた事

奇數會の講演數合計 177 (總數 217) で毎回平均 14 となつてゐるが今回は實に 48 であつた。

2. 講演者は半數以上保線の現場從事員であつた事

從來も可成り現場從事員が講演して居つたが今回は 48 名中 29 名で全員の 60 % を占めた。

3. 講演者中 8 名が線路工手、1 名が保安工手であつた事

線路工手が講演したのは 25 回に 1 人あつたのみであるが今回は實に 9 名の工手を數へ得た。然もその講演内容と云ひ、講演態度と云ひ他を威圧する感を示し眞に堂々たるものがあつた。

4. 線路用器具機械調査委員會の経過を發表した事

本年度末に各器具、機械の規格その他が決定される事になつてゐるがその調査の経過を發表したのである。

因に今回の演題は次の如きものであつた。

第 1 日

(1) 速度制限箇所に於ける運転状態と線路改良に就て (20 分)

本省 技手 本間 會治

(2) 海岸に於ける接目鋸防錆と軌條張出し防止に就て (20 分)

仙鉄 區長 技手 阿部 仁藏

(3) 函館本線、小樽札幌間線路保守の實狀に就て (30 分)

札鉄 分區長 鉄道手 水野 慶一

(4) 線路用ネジ錆に就て (30 分)

廣鉄 分區長 技手 斎藤 末吉

(5) 曲線に於ける緩和曲線長を列車の進出入側により不等にする可否 (20 分)

東鉄 技術掛 履 大高 泰二

(6) 除雪動員計畫に就て (30 分)

名鉄 技手 志知 三郎

(7) ジエー、デー、マックレーン氏提唱にかかる枕木壽命推定表に就て (50 分)

本省 技師 児島 重次郎

(8) ピータの円度其の他に就て (30 分)

大鉄 技手 木村 道之助

(9) 保守上より見たる保安装置の改善に就て (20 分)

門鉄 技手 杉山 雄次郎

(10) 生保内線内に於ける除草試験に就て (20 分)

新鉄 分區長 履 島田 留吉

(11) 鉄道防空(主として偽裝遮蔽と防護設備 (25分)

本省 技手 山名 晃

(12) 雪による築堤法肩龜裂防止法に就て (30 分)

仙鉄 分區長 履 三田村市太郎

(13) ワスル接による軌道修理作業に就て (20 分)

大鉄 履 森下 繁太郎

(14) 門鉄工務部庶務課内の教養現況に就て (20 分)

門鉄 書記 金田 實秋

(15) スパイキハンマの重量決定調査の概況に就て (20 分)

札鉄 分區長 鉄道手 石田 久治

活動寫真映寫午後 5 時 15 分より約 1 時間

(イ) 雪の高山線 (30 分)

(ロ) 「基準」床板付枕木更換作業 (25 分)

(ハ) 第 26 回保線講話會 (15 分)

第 2 日

(16) 新線開業後 2 ヶ年にして優良線路班を獲得せる經過に就て (20 分)

札鉄 線路工手長 履 佐藤 清美

(17) 落石に對する線路警戒に就て (20 分)

新鉄 線路工手 倉 小野 武五郎

(18) 隧道内毀損軌條簡易發見に就て (20 分)

名鉄 線路工手 倉 森腰 茂三

(19) 换木材の破損狀態に就て (20 分)

札鉄 線路工手長 鉄道手 佐々木 吉

(20) 保線作業用器具の精密さに就て (20 分)

大鉄 線路工手長 履 今井 昌雄

(21) 我が線路班に於ける鹽酸加里使用實績に就て (20 分)

門鉄 線路工手 倉 木庭 茂吉

- (22) 定尺軌條の接目相對式と相互式の優劣に就て
(25分)
廣鉄 線路工手長 払 松本 徳
- (23) 輪轍器頭端部の喰違ひ原因と其の修理方法に
就て(20分)
新鉄 保安工手 倉 松橋 初治
- (24) 塗油による軌條磨耗防止の效果に就て(20分)
札鉄 線路工手長 扱 渡邊都一
- (25) 線路工手の労働力保持増進に就て(30分)
日本労働科学研究所 白井伊三郎
- (26) 分岐器軌條調査状況(20分)
本省 技手 柴田末吉
- (27) 公傷事故発生と其の防止対策に關する一考察
(20分)
門鉄 助役 書記 野田 譲
- (28) 水害応急工事の計畫に對する考察(15分)
東鉄 技手 井上太郎
- (29) フランス鉄道に於ける斑直しに就て(40分)
大鉄 技師 比企 元
- (30) 線路搭接頭講習會の概況並に之が將來性に就
て(30分)
名鉄 技手 安藤俊三
- (31) 踏切警手列車展望鏡に就て(15分)
名鉄 区長 技手 高橋庄太郎
- (32) ビータ重量決定其の他に對する疲労調査に就
て(20分)
東鉄 技師 永井正路

活動寫眞映寫午後 5時半より約1時間20分

(イ) フランス鉄道の斑直し作業(幻燈) 20分
(ロ) 軌條修理 25分
(ハ) 線路用器具の疲労調査概況 30分

第3日

- (33) 軌間 760 mm 線路を 1067 mm に擴大工事に
就て(20分)
廣鉄 区長 技手 田中峰三郎
- (34) 満鉄の保線に就て(1時間)
奉天鉄道局 德永繁吉
- (35) 線路工手の訓練に就て(30分)
本省 技手 統 浦 明
- (36) 簡易なる碎石プラントの成績に就て(20分)
札鉄 技手 吉田三雄
- (37) 器具に於ける震動感應に就て(15分)
新鉄 助役 技手 柴田市徳

- (38) 道床パラスト締固め程度に就て(30分)
大鉄 区長 技手 安倉安範
- (39) 越河、中の日間に於ける勾配線の保安に就て
(30分)
仙鉄 分區長 扱 佐藤國夫
- (40) 英國に於ける段付床板使用の分歧器に就て
(20分)
門鉄 技師 井上禎一
- (41) 第20回及第22回保線講話會保留事項の經過
報告(15分)
廣鉄 技師 小野一良
- (42) 碎石道床に於ける枕木移設作業に就て(20分)
廣鉄 分區長 技手 堂山平助
- (43) 線路分區長の作業量に就て(20分)
名鉄 分區長 技手 伊藤香
- (44) 線曲線を縫張りにより保修せる實例に就て
(30分)
門鉄 区長 技手 國清肇
- (45) タイプレート敷設による軌條磨耗と之が對策
に就て(20分)
門鉄 助役 技手 中村増市
- (46) 探炭に依る線路の沈降と其の保守(30分)
門鉄 分區長 扱 野北喜徳
- (47) 施薬枕木原材人工乾燥並に鑑目入試験成績
(20分)
本省 扱 高橋滋
- (48) 昭和11年度陸軍特別大演習と線路警備に就
て(40分)
札鉄 技手 森衡
- 尙 5月28日列席者の希望により下記箇所の見学
を行つた。
- (イ) 常磐線我孫子本省軌道成績調査區
(ロ) 中央氣象臺
(ハ) 鉄道省大臣官房研究所
(ニ) 鉄道省木材防腐工場

(山田二三男)

土木主任官會議

全國土木主任官事務打合會議は去る6月13,14日の兩日に亘つて内務省會議室に於て開催、末次内相、安藤土木局長を始め本省技師、全國各府縣土木部課長約50名出席、別項の如き指示、協議、諮詢事項について慎重審議を行ひ戰時下の土木事業に就て今後の施行

方針を確立する所があつた。

指示、諮詢、協議事項

指示事項

1. 鉄の使用に関する件

時局に鑑み鉄の使用に就ては政府に於て之が統制を爲すこととなり各方面に於ける所要数量を充す能はざるの状況にあり從つて土木工事の施行に當りては配給せられたる鉄の種類数量に基き最も效果的に工事の進捗を期せらるることに一段と努力せられたし。

1. 改修河川の維持に関する件

河川改修工事は多年の日子と多額の工費を要するものなるを以て改修河川の維持に就ては其の實情に稽へ完璧を期するの覺悟をなからべからず然るに往々にして維持に對する考慮を怠り改修河川をして再び荒廃に歸せしめんとするの惧なきに非らず洵に遺憾とする所なるに付如上の弊をながらしむることに努められたし。

1. 河川に關係ある事業の連絡統制に関する件

近時府縣に於て施行せられつゝある用排水幹線改良事業、荒廃地復舊事業、小間渠事業、遊水林事業等は何れも河川に重大の影響を及ぼすものなるに拘らず之れ等の事業の計画並に施行に關し關係各部課の間に連絡協調を缺くもの渺からず洵に遺憾とする所なるを以て各位は此の點に留意せられ萬遺憾なきを期せられたし。

1. 砂防指定地の取締並に編入に関する件

砂防指定地の取締を嚴にし砂防の目的達成に努むべきは言を俟たざる處なるに拘らず最近之等の土地に於て樹木の亂伐又は土石の亂掘を敢てなすものあり洵に遺憾とするを以て今後嚴重に之が取締を勵行すると共に將來砂防指定地に編入を要する箇所に對しては此の際際に其の手続を探られたし。

1. 砂防工作物の維持修繕に関する件

砂防工作物は多く山間僻遠の地に存在する關係上之が破損缺所を生ずるも其の修理保全に缺くる所あり砂防の目的達成上遺憾とする處なるを以て特に之が維持修繕に力を致されたし。

1. 災害土木工事施行に関する件

昭和12年度災害土木工事の査定に當りては時局に鑑み特に不急の事業を戒め嚴選方針を以て臨みたるに拘らず仍災害土木工事費極めて巨額に達せり依て工事の施行に當りては其の時期工法の研究等に格段の注意を拂ひ可成多額の工費を節約することに努力せられたし。

1. 河水統制の調査並に計畫に関する件

近年生産擴充の諸施設勃興に伴ひ河水の利用者著し

く増加せるに鑑み河水統制調査の完成を要するもの渺からず政府に於ても昭和12年度以來調査しつゝある所なるも地方の調査に俟つべきもの渺からざるを以て各位は此の點に留意し中央地方の調査を通じて其の完成を期することに一段の考慮を致さるゝと共に緊急なる河水統制計畫に就ては此の際速に之が樹立に努められたし。

1. 陸上交通事業調整法に関する件

義に公布せられたる陸上交通事業調整法は諸般の準備を整へ近く施行せらるゝ見込み本法の目的とする所は陸上交通事業の現状に鑑み之を調整して利用者の便益を増進すると共に事業の健全なる發達に資し併て國家的不經濟を除去するに在るものなるを以て各位は克く此の趣旨を諒得し本法の目的達成に協力せられたし。

1. 道路交通情勢調査に関する件

本年度執行せるべき道路交通情勢調査に就ては去月25日内務省發土第72號を以て通牒せる所に依り遺漏なきを期せられたし。

1. 道路交通の機能増進に関する件

1. 上下水道事務取扱に関する件
厚生省の設置に伴ひ上下水道敷設認可申請等の手続を改正したに付3月3日内務、厚生兩省通牒に依り誤なきを期せられたし。

1. 港灣の管理經營に関する件

1. 土木試験所の試験並に調査事項に関する件

1. 土地區劃整理の施行に関する件

1. 土木施設に對する防空方策に関する件

現下の情勢に鑑み防空の完璧を期するは喫緊の要務なり仍て土木施設に對しては之が企畫經營に當り防空上の見地より必要なる考慮を拂ひ特に防空上有効なる土木施設の充實を期し重要施設に就ては防護上必要な方策を講ずる等防空上格段の留意を致されたし。

諮詢事項

1. 道路鋪装の普及促進に関する件

1. 道路標識に関する件

現行道路標識は禁戒標及方向標の一部に過ぎず其他の物は各種各様にして統一を缺き支障渺からざる狀態に在り又現行標識に就ても適當ならざるものありと認めらるゝに付今回之を別冊の通改正せむとする意見如何

1. 鋼道路橋設計示方書に関する件

鋼道路橋設計示方別冊の通改正せむとする意見如何

協議事項

1. 土木工事と労力奉仕に関する件

1. 土木職員の海外進出に關する件

(編 輯 部)

都市計画主任官會議

昭和 8 年開催以来久振りに行はれたる全國都市計画主任官會議は去る 6 月 16, 17 日の兩日に亘り、内務省第 1 會議室に於て松村計画局長司會の下に開催、道府縣都市計画委員會事務官、技師並に本省の關係官其の他併せて約 200 名出席し非常に盛會であつた。尙當日の議事は大体次の通りである。

1. 指示事項

(1) 陸上交通事業調整法に關する件： 番に制定公布せられたる陸上交通事業調整法は近く施行せらるゝ豫定なり。本法制定の趣旨は陸上交通事業相互間の連絡統一を図り、並立競走の弊を芟除し以て資本の浪費に因る不經濟を除去すると共に公益の増進及陸上交通事業の健全なる發達に資せんとする在り、本事業の調整は都市の合理的構築と密接なる關係にあるを以て其の實施に當りては特に都市計画の見地に基きて之を爲すこと緊要なり、各位は本法の趣旨を諒得せられ其の円滑なる施行に協力せられたし。

(2) 都市の防空的構築に關する件： 防空施設の充實は時局に鑑み最も緊急を要す、就中吾國都市の構成防空上遺憾の點多く特に防火対策に就き留意するの要あるのみならず、各種公共施設に就ても防空上の見地より再検討するの要あり、之等の内都市の構築に關する事項に就ては之を都市計画の施設とするを適當と認めらるゝものあるを以て調査研究を遂げ之が計画の樹立に努力せられたし。

(3) 改正市街地建築物法の施行に關する件： 現下に於ける都市構築の状況に鑑み番に市街地建築物法中一部改正せられたり、其の改正要旨は

1. 住居地域及工業地域内に夫々専用地區を設け得ることゝし以て土地利用の整正、産業能率の増進等を図り
2. 高度地區及空地々區の制度を設け以て土地の經濟的利用の増進、密住の禍害防止等に努め
3. 建築物の構造、設備又は敷地に關し防空上必要なる規定を設け得ることゝし
4. 交通上、防空上、防火上等の必要に基き本法に於ける道路の幅員を擴張したるに在り

本改正法は近く制定せらるゝ關係勅令及省令の公布を待ちて施行せらるゝ豫定なるを以て各位は右改正の趣旨を諒知せられ其の施行に遺憾なきを期せられたし。

(4) 都市計画街路網に該當する國道改良工事の執行に關する件： 内務省に於て直轄施行する國道改良工事にして都市計画街路網に該當するものあるときは大体其の工事の 3 分の 1 程度を負擔し幅員及ルート等は都市計画の定むる所に依り施行することに決定し、其に其の旨通牒せしむる所ありたり、依て各位は右諒得の上事業促進に付協力せられたし、尙國庫より助成する府縣道の改良に付ても右に準じ取扱ふ見込なるを以て併せて了承せられたし。

(5) 道路交通情性調査に關する件： 本年 6 月より明年 5 月に至り各地方廳並に 6 大都市に於て國道、指定府縣道並に其の他重要な府縣道の交通情勢調査を執行することとなるを以て各位に於ても充分協力せられたし。

2. 注意事項

(1) 國庫補助都市計画事業に關する件： 本年度國府縣道改良國庫補助都市計画事業に對する補助金の割當は近く決定せらるゝ見込なるを以て之が諸般の手続等に付ては萬遺憾なき様配慮せらるゝと共に事業の執行に當りては工事の適正と完成の迅速とを期し所期の目的達成の爲に特に督勵ありたし。

(2) 土地の區劃整理留保公園に關する件： 土地區劃整理事業に伴ふ公園留保地に就ては其の成績見る可きものあるも尙之が管理に當りては格段の注意を拂ひ留保地設置の目的達成に遺憾なきを期せられたし。

(3) 地盤國有に屬する公園整備に關する件： 我が國都市に於ける公園にして地盤國有に屬するもの渺からず、之等に就ては之が維持經營に遺憾なきを期すると共に施設にして公園本來の目的に副はざるもののは之を整理し又設備の不充分なるものは之を整備し以て公園の機能を發揮せしむる様努力せられたし。

3. 協議事項

- (1) 交通状勢調査に關する件
- (2) 都市計画調査資料及計画標準改正に關する件
- (3) 緑化週間開催に關する件

4. 諮問事項

- (1) 都市計画法中改正を要する點如何
- (2) 地方計画に關する制度の確立に關し考慮すべき事項如何

(3) 道路標識に關する件：現行道路標識は警戒標識及方向標の一部に過ぎず、其の他のものは各種各様にして統一を缺き支障渺からざる状態に在り、又現行標識に付ても適當ならざるものありと認めらるゝに付今回之を別冊の通改正せんとす意見如何（別冊略）。

(4) 鋼道路橋設計示方書に關する件：大正 15 年制定の鋼道路橋設計示方書別冊の通改正せんとす意見如何（別冊略）。

以上は 2 日間に亘り行はれたる議題であるが、何れも重要な問題にして特に防空的構築に關する問題に對しては軍部並に防空課より、又都市計畫街路に該當する國道改良工事の執行、道路交通情勢の調査、道路標識に關する件、鋼道路橋設計示方書等に關しては土木局より夫々説明する處があつた。

更に 2 日目は行はれたる諮問事項の都市計畫法中改正を要する點及地方計畫に關する制度の確立に關し考慮を要すべき事項に關しては問題が非常に重要であつただけに議論や希望が多く臨席者をして最も注意を換起せしめた點であつた。殊に法中に防空關係の事項を挿入すべしと云ふ問題と、現行委員會の職員制度並に財政問題及技術者の優遇問題等に付き缺陷のある點を指摘し、その改正を要望するもの非常に多かつた。

（編輯部）

中央防空委員會

内務省中央防空委員會に於ては 6 日 15 日午後 1 時半より内務省第 1 會議室に於て委員會を開催、會長の末次内相を始め各委員 37 名出席、並に諮問中の防空上必要と認められる建築物の構造、設備又は敷地等の措置に就て審議の結果次の如き答申案の可決並に附帶決議を行つた。

1. 鉄筋コンクリート構造又は鉄骨、鉄筋コンクリート構造の建築物にして一定規模以上のものに付ては防護室又は容易に防護室と爲し得べき室を設くること但し倉庫其の他建築物の用途に依り其の必要なきものは此の限りに在らざること。

2. 停車場、病院、学校、市場、工場等にして一定規模以上のものに付ては防護室若くは容易に防護と爲し得べき室を設け、又は之に代る施設を爲し得べき空地を保有すること。

3. 電氣、瓦斯、通信、運輸及上、下水道に關する事業場、重要な工場、礦山等に付ては防護上必要な施

設を爲すこと。

4. 木造建設物の外部にして隣地境界線又は道路の中心線に近接せる位置に在るものは適當なる不燃材料を以て之を構成又は被覆すること、但し周囲の状況又は建築物の種類規模に依り防火上支障なきものは此の限に在らざること。同一敷地内にある木造建築物にして相近接するものに就ても前項に準ずること。

5. 上空より特に目標となり易き建築物の形態又は外装の色彩は之を制限すること、但し適切なる偽裝設備の準備あるものは此の限に在らざること。

6. 石油タンクにして一定規模以上のものは地下槽となすこと、但し防護上適切なる施設を有するもの又は土地の状況に依り支障なきものは此の限に在らざること、前項以外の石油タンク又は瓦斯タンクに付ては防護上必要な施設を命ずることあるべきこと。

7. 前各項の事項は市街地建築物法第 12 條の規定に依る命令の改正を行ひ内務大臣の指定する区域に之を適用すること、尙緩急に応じ現に存在する建築物に對しても之を適用すること。

附帶決議：—

1. 市街地建築物法適用區域外に於ける建築物及工作物にして防空上の措置を必要とするものに對しては本答申に準じ適當なる方策を講ずること。

2. 國及公共團體の建築物及工作物に關しては率先防空施設の充實を期すること。

3. 防空施設の技術上の研究に付ては格段の意を用ふること。

4. 都市の防空、防火的構築の促進の爲、必要なる物資の供給其の他適切なる助成の方策を講ずること。

5. 建築補導上適切なる方途を講ずること。

（編輯部）

上十條跨線道路橋設計概要

1. 路線及位置 本橋梁は東京都市計畫事業幹線環状道路第 7 號の一部にして、本路線が王子區上十條町地内に於て東北本線と交叉する箇所に架せられるものである。

2. 構造の大要

(a) 鋼鈑桁部分（図-1 參照）

有效幅員： 18.5 m (車道 12.0 m 歩道各 3.25 m)

橋 長： 71.15 m

橋面積： 1317.5 m²

図-1.

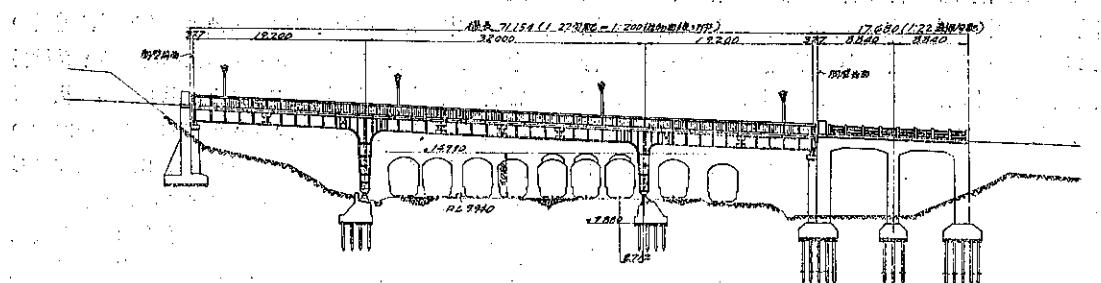


図-2. 鋼桁部断面図

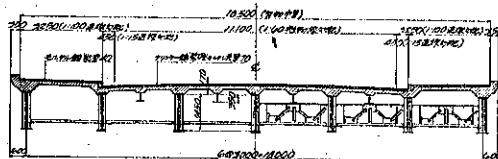
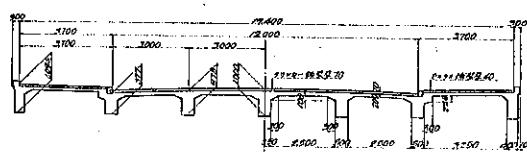


図-3.



型式：ラーメン式ゲルバー鋼鉄桁 7 連

活荷重：内務省規定第 1 種

橋面鋪装：車道は縦断勾配急なるを以て溝付クリンカーブ装（下敷モルタル共厚 70 mm），歩道は厚 40 mm のモルタル舗装とす。

路面勾配：縦断勾配は 1/22 直線勾配上に尚鉄桁部分に 1/200 抛物線勾配を附す。横断勾配は車道部 1/60 抛物線勾配，歩道部 1/100 直線勾配とす。

主桁：鋼鉄部全長 70.6 m の内両側吊架桁支間は各 16.8 m とし，中央ラーメンの支間は 32.0 m にして，2.4 m の突桁を有す。主桁 7 本を中心間 3.0 m 間隔に配置し，桁高は全支間を通じて 145 cm とす。各突桁端に於てはピンを使用して固定とし，橋臺上は鑄鉄製可動軸を用ひた。

ラーメンの脚高は西寄脚 8.15 m，東寄脚 6.70 m にして何れも沓取付部に於て 80 cm の幅を有す。

床組及床版：主桁中间に高 35 cm の I 型桁を縦桁とし，之を 3.20 m 間隔に置かれた横桁にて受けることにした。但し歩道部は縦桁を用ひず横桁のみである。床版は歩車道共厚 17 cm のコンクリート床版とせり。

高欄其の他：高欄は鑄鉄束柱に外径 4 in 及 3 in ワス管を通して，アイバーを適當にあしらつたものである。照明は鑄鉄製燈柱にブロンズの照明具を持つもの 8 本を立て，親柱は花崗石造りとす。

橋臺橋脚：西寄橋臺は高 9 m の扶壁式橋臺とし，基礎地盤比較的良好なるを以て杭打を行はず，基礎割栗石厚 20 cm を敷く。橋脚 2 基は長 3.0 m

末口 18 cm の杭打基礎とせり。

(6) コンクリート橋部

有效幅員：19.4 m (車道 12.0 m 步道各 3.7 m)

橋長：17.68 m

橋面積: 343.0 m^2

型式：2径間連続コンクリートラーメン桁橋

活荷重：橋面鋪装；鋼桁部に同じ。

路面勾配： 縦断勾配は 1/22 直線勾配、 横断勾配
は鉢形部に同じ。

主桁及床版： 主桁配置は鋼桁部に倣ひ 3 m 間隔とす。桁の高、幅は 100 cm 及 50 cm に取り、縦桁を用ひず支間中央に横桁を入れ、従つて床版も四方支持の配筋に依る。床版厚は車道 17 cm、歩道 15 cm とせり。

基礎：基礎杭は末口 18 cm 長 6 m を設計せしも試験杭の結果長 4.5 m 杭を採用す。

3. 主なる使用材料

鋼材: 主 构	7 本分	313 697 kg
縱 构		17 782 "
横 縱 构		26 629 "
脚 縱 构		19 025 "
伸縮継手		6 778 "
計		383 911 " $\div 384 \text{ t} (0.259 \text{ t/m}^3)$
鑄鋼: 橋脚上沓	14 個分	17 080 kg
橋臺上沓	"	173 "
鉸 錐	"	4 983 "
計		22 236 " $\div 22 \text{ t}$
鉄筋: 西寄橋臺		9.09 t
橋 脚 2 基分		4.21 "
コンクリートラーメン桁		52.09 "
飯桁部床版		23.62 "
計		89.01 "
コンクリート: 西寄橋臺		359.44 m ³
橋 脚 2 基分		258.3 "
コンクリートラーメン桁		794.6 "
飯桁部床版		299.2 "
計		1 711.5 "

4. 工費及工事施工

本工事の内西寄橋臺及コンクリートラーメン桁は本

年11月47,500円の請負金額を以て株式會社伊井組が工事に着手し日下着々工事の進捗を見つゝあり、又橋脚2基及鉄桁架設用足場其の他線路防護關係、電氣關係工事は鉄道省委託工事として施工せられることになった。鉄桁製作架設工事については鉄創舎の折柄直接府が日鉄より鋼材を購入して使用鋼材を支給するものである。總工費は約300,000円に及ぶ見込である。

(安田伊三郎)

道路研究會第 118 回例會

道路研究會第 118 回 6 月例會は以下の如く開催

日時：昭 13. 6. 14 午後 6 時

場所： 鹽町區丸ノ内帝國鐵道協會

題目：簡易鋪裝路盤工に関する座談會

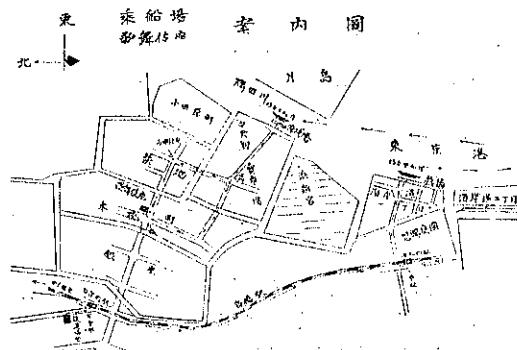
定刻渡邊幹事司會の下に表題の座談會を開催、劈頭東京市向島區土木出張所中江仲切氏の豊富なる實際的經驗よりする在來砂利道に關する意見の開陳あり、次いで東京市星野市郎氏より現今アメリカで行はれてゐる Solid stabilisation の工法についての報告、内務省土木試驗所兵藤技師の經驗談、東京市小田部氏のコンクリートに關する經驗談等の開陳あり、午後9時半散會。(南保賀)

(南保賀)

港灣協會第 11 回通常總會

港灣協會第 11 回通常總會は去る 6 月 15 日午前 9 時から東京府丸ノ内帝國鐵道協會に於て開催。末次内相、小橋東京市長、館東京府知事、木村内務參與官、安藤土木局長等朝野の名士及全國から參加せる會員約 1600 名の出席の裡に盛大に開會された。定刻午前 9 時振鈴を合図に鶴岡協會幹事が開會を宣し、一同起立

図-4. 視察順路略図



宮城盃拜、國歌合唱、聖壽萬歳 3 唱をなし、終つて水野會長の挨拶、末次内相の祝辭並に關係各大臣の祝辭、祝電の披露が行はれ、議事に入り、水野會長議長席に着き會務報告後全國より提出された總計 151 件の建議案を附議し之を満場一致可決した。次いで關東州土木部長清水本之助起つて次回總會を大連市に開催を要望しが決定を會長一任となし無事議事を終了、直に會長主催の午餐會に臨んだ。

午餐終了後、出席者は一同バスに分乗し芝浦東京灣汽船會社に到着、同社廣間に於て東京港及京濱運河に付き説明を聽取、更に橋丸に便乗、船上より東京港の全貌を約 2 時間に亘り詳細に視察を遂げ、次に芝浦市場を視察後、東京府知事、東京市長招待の歌舞伎座觀劇をなし總會の幕をとぢた。

尙港灣協會總會議案は次の如くである。

1. 公有水面使用料を浚渫又は維持費支出の其の地方公共團體に歸屬せしむる様規定改正方を政府に建議するの件
2. 面積港修築工事年度割線上方を政府に建議するの件
3. 釧路港修築工事完成年度線上方を政府に建議するの件
4. 釧路港漁港計画変更方を政府に建議するの件
5. 釧路川右岸鉄道省水陸連絡設備の急速實現方を政府に建議するの件
6. 北海道第 2 期拓殖計畫に係る室蘭港修築事業完成方を政府に建議するの件
7. 室蘭追直漁港修築方を政府に建議するの件
8. 室蘭西部埋立地前面海底浚渫方を政府に建議するの件
9. 室蘭港外百間瀬に燈標又は持燈浮標設置方を政府に建議するの件
10. 室蘭港々頭霧笛の吹鳴復活方を政府に建議するの件
11. 室蘭港に海事部出張所を設置せしむることを政府に建議するの件
12. 青森港修築工事年限（昭和 7 年着工同 16 年竣工豫定）を既定計畫通り施行せられることを政府に建議するの件
13. 大船渡港に對し漁港設備施行方を政府に建議するの件
14. 氣仙沼港修築費國庫補助方を政府に建議するの件
15. 船川港第 2 期擴張工事を政府に對し建議するの件
16. 酒田港を起點とする北鮮直通命令航路指定方を政

府に建議するの件

17. 加茂港外防波堤第 2 期工事を東北振興事業として築造せられることを政府に建議するの件
18. 七尾港臨港鉄道延長方並に陸上施設に關し助成方を政府に建議するの件
19. 下田港の完壁を期する爲、新防波堤を延長並に内港整備に對し國庫補助方を政府に建議するの件
20. 名古屋港臨港鉄道西部線敷設方を政府に建議するの件
21. 伏見港修築費國庫補助方を政府に建議するの件
22. 和歌山築港竣成促進方を政府に建議するの件
23. 烏取港の改修を國庫補助を以て速に施行せられることを政府に建議するの件
24. 島根縣江津港修築費國庫補助方を政府に建議するの件
25. 廣島工業港修築費に對し昭和 14 年度より國庫補助金を交付し速に完成せしめられることを政府に建議するの件
26. 廣島港修築計畫を 1 萬噸級船舶の出入並に接岸荷役を可能ならしむる様擴大せられ併せて修築年度割を繰上げられることを政府に建議するの件
27. 宇部港修築費國庫補助は既定計畫に依り交付せらるゝ様政府に建議するの件
28. 宇部港修築岸壁工事追加施行方を政府に建議するの件
29. 德山港修築費國庫補助方を政府に建議するの件
30. 由岐漁港を國庫補助の下に修築せられることを政府に建議するの件
31. 高松港第 2 期擴張工事を國庫補助を以て速に施行せられることを政府に建議するの件
32. 愛媛縣三津濱港を開港に指定せられることを政府に建議するの件
33. 港灣修築に伴ふ陸上設備及連絡道路並に臨港鉄道建設に付國庫補助を受くる様政府に建議するの件
34. 愛媛縣八幡濱港に臨港鉄道敷設方を政府に建議するの件
35. 高知港防波堤増築並に燈臺を建設せられることを政府に建議するの件
36. 門司田野浦地先の修築工事並に海峡の潮流調節を速に實施せられることを政府に建議するの件
37. 福岡縣刈田港を築港炭搬出港として速に修築せられることを政府に建議するの件
38. 開港港則に依る門司港の境界を小倉港に延長せら

- れむ事を政府に建議するの件
39. 多比良港修築費國庫補助方を政府に建議するの件
40. 百貫港修築費國庫補助方を政府に建議するの件
41. 清津港の擴築を政府に建議するの件
42. 城津港修築工事完成年度繰上げ並に防波堤の延長及礫石積出特殊施設修築方を當局に建議するの件
43. 鎮南浦港修築に付中央政府並に朝鮮總督府に建議するの件
44. 港灣法を制定せられむことを政府に建議するの件
45. 北海道第2期拓殖計畫に依る留萌港修築工事を速に施行せられむ事を政府に建議するの件
46. 岩内港の修築擴張方を政府に建議するの件
47. 留萌港臨港鉄道國營移管方を政府に建議するの件
48. 青森港北防波堤延長方を政府に建議するの件
49. 大烟港を國庫補助の下に外港修築工事施工方を政府に建議するの件
50. 八戸港第2期擴張修築促進方を政府に建議するの件
51. 八戸港と東北本線運転連絡整備促進方を政府に建議するの件
52. 八戸港を速に開港に指定促進方を政府に建議するの件
53. 釜石港に臨港鉄道布設方を政府に建議する件
54. 釜石港を第2種主要港灣に編入方を政府に建議するの件
55. 尾崎岬に燈臺設置方を政府に建議するの件
56. 宮古港の第2期修築計畫實現方を政府に建議するの件
57. 山田港施設に關し助成方を政府に建議するの件
58. 大船渡港に國立水產試驗場分場の設置促進方を政府に建議するの件
(以下政府に建議する件省略)
59. 大船渡港に陸上施設の實施促進の件
60. 大船渡港を工業港として築港促進方の件
61. 石巻港を第2種重要港灣に選定促進の件
62. 鹿釜港第2期擴張工事を速に施行の件
63. 鹿釜港に漁港施設整備の件
64. 鹿釜港外波島に燈臺を備へるの件
65. 秋田縣能代港を東北振興事業とし修築の件
66. 本荘港を東北振興事業として修築の件
67. 鼠ヶ關燈臺を遼信省に移管の件
68. 酒田港に對し漁港施設の件
69. 日本海諸港に永続的巡廻渡渉船設備の件
70. 酒田港の修築工事は更に5千噸級の船舶の繫留を可能ならしむるやう擴張を行ひ且工業開發を便する修築の件
71. 小名濱港修築工事継続施行の件
72. 千葉縣勝浦港修築工事費に對し速に國庫補助の件
73. 船形漁港修築費に對し速に國庫補助の件
74. 新潟北鮮間定期航路は其の重要性に鑑み政府直營航路として經營促進の件
75. 伏木港内を浚渫し泊地面積の擴大方を國庫補助の下に速成の件
76. 東岩瀬港に貯水場築設並に港内浚渫方國庫補助の下に速成の件
77. 福井縣小濱港の修築を國庫補助を以て速成の件
78. 敦賀港第3期擴張工事計畫を急速樹立の件
79. 燐津港の修築を昭和14年度に於て國庫補助の下に施行の件
80. 名古屋港第5期擴張工事に關する件
81. 豊橋港を第2種重要港灣に選定並に修築費國庫補助増額に關する件
82. 開港式豊橋港を第2種重要港灣に編入の件
83. 平坂港修築費國庫補助の件
84. 愛知縣龜崎港修築工事國庫補助促進の件
85. 師崎港修築費國庫補助の件
86. 愛知縣西浦港修築費補助の件
87. 愛知縣形原港修築工事を國庫補助に依り實施の件
88. 愛知縣一色港修築工事國庫補助促進の件
89. 愛知縣吉田港修築工事國庫補助促進の件
90. 愛知縣福江港修築工事國庫補助促進の件
91. 愛知縣内海港を指定港灣と爲し且つ修築工事費國庫補助の件
92. 篠島港を速かに指定港に編入の件
93. 津港を國庫補助の下に修築の件
94. 四日市港を國費を以て速かに擴築の件
95. 松阪港を國庫補助の下に改修促進の件
96. 舞鶴港に家畜傳染病検疫所急設の件
97. 地方費支辨により修築維持せらるゝ港灣に於ける噸稅收入は其の費用負擔者の收入として交付し得る途を速かに指かれる件
98. 時局に鑑み地方費支辨の港灣事業に對し今後一層之が財政的援助を與へられる件
99. 飴摩港第2期修築擴張工事を昭和14年度に於て實施の件
100. 兵庫縣高砂港擴張工事に對し國庫補助の件
101. 勝浦港内暗礁破碎工事を國庫補助により實施促進

101. 佐賀県の件、福岡港を國庫補助する件
102. 下津港修築費國庫補助の件
103. 松江港第2期擴築に對し國庫補助交付の件
104. 國庫の助成を得て速かに濱田港を改修の件
105. 境港の第2期修築工事を國庫補助を以て速かに施行の件
106. 廣島縣吳市阿賀港と愛媛縣西那方面適當地とを結ぶ鉄道省營連絡航路施設の件
107. 木ノ江港修築費國庫補助の件
108. 稲港に臨港鉄道敷設するの件
109. 稲港修築を國庫補助に依り速かに實施するの件
110. 小野田港の修築を國庫補助の下に速かに實施するの件
111. 山口縣仙崎港を國庫補助を以つて速かに修築するの件
112. 關門海峽改良工事の促進の件
113. 福井港臨港鉄道敷設の件
114. 三田尻港修築費國庫補助の件
115. 三田尻港を別府大分方面の鉄道省直營連絡として選定促進の件
116. 三田尻港外「オモ瀬」に燈臺するの件
117. 新港（山口縣）修築費國庫補助下付の件
118. 楠ヶ瀬港を別府大分方面の鉄道省直營海陸連絡港として選定促進の件
119. 徳島港を第2種重要港灣として選定の件
120. 橋港を國庫補助の下に修築するの件
121. 坂出港を開港に指定促進の件
122. 坂出港臨港鉄道敷設經營促進の件
123. 三津漁港を第3種重要港灣に選定の上開費を以て速かに修築するの件
124. 宇和島港を第2種重要港灣に選定促進の件
125. 愛媛縣長濱港修築を國庫補助を以て速成するの件
126. 愛媛縣八幡濱港の修築を國庫補助を以て速成するの件
127. 高知縣の臨港鉄道布設の件
128. 大牟田港閘門設備に對する國庫補助の件
129. 小倉港臨港鉄道布設經營の件
130. 洞海灣修築工事完成に先立ち速に臨港鉄道を布設する件
131. 大牟田港修築に伴ふ陸上設備に對し國庫補助交付の件
132. 相ノ浦港を第2種重要港灣に選定するの件
133. 大分港に臨港鉄道を布設するの件

134. 大分港を開港に指定促進するの件
135. 中津港修築工事費國庫補助の件
136. 中津久見港を開港に指定促進の件
137. 細島港を開港に指定するの件
138. 油津港に臨港鉄道布設の件
139. 細島港の臨港鉄道延長布設の件
140. 住ノ江港修築費國庫補助の件
141. 唐津港第2期修築計畫實現の件
142. 石垣港修築工事を沖繩縣振興事業として速に施行するの件
143. 舟郡原港修築工事を沖繩縣振興事業として施行するの件
144. 名護港修築工事を沖繩縣振興事業として速に施行するの件
145. 雄基港灣擴築計畫を急速實現するの件
146. 雄基港龍小洞尖角よりの防波堤築造の件
147. 雄基漁港修築を可及的速かに實施するの件
148. 群山港修築擴張を朝鮮總督府に建議するの件
149. 沖繩縣渡久地港第2次修築を國庫補助に依り速かに實施するの件
150. 今津河津港修築費に對し國庫補助下付の件
151. 横須賀港修築費國庫補助交付綫上の件

(編輯部)

鐵鋼配給統制規則

かねて鐵鋼統制協議會が中心となつて鐵鋼の生産及配給を行ふと同時に、その下に立つ配給統制團體として各業種別團體の結成及工業組合の設立を促進中の處、これらの準備がなつたので、その配給を法制的に確立すべく、輸入品臨時措置法に基く鐵鋼配給統制規則が去る7月1日に公布された。指定さるべき統制團體としては

造船業：一造船聯合會、鐵道業：一鐵道鐵工協議會、電氣事業：一電氣協會、土木建築請負業：一日本土木建築請負業聯合會、瓦斯事業：一帝國瓦斯協會、石油業：一石油業、鐵鋼配給會、石油鑛業協議會、鑛業：一石炭鑛業聯合會、鑛山配給統制協議會、製鐵事業：一鋼材聯合會、機械器具製造事業：一機械工業鐵鋼配給會、其の他：一各種工業組合であり、又鐵鋼配給統制規則の全文は次の通りである。

鐵鋼配給統制規則

第1條 本則において鐵鋼とは普通銑鐵（鑛鐵管を含

む) 及普通圧延鋼材をいふ

第2條 鉄鋼の製造業者または販賣業者(シャリシグ業者を含む以下同じ)は官廳、公共團体または商工大臣の指定したる團体(以下統制團体と稱す)において發行する鉄鋼割當證明書と引換ふるにあらざれば鉄鋼を使用する者に對し鉄鋼を販賣することを得ず、但し次に掲ぐる場合はこの限りにあらず

1. 次の各號の一に該當する鉄鋼を販賣する時(イ) 御料品(ロ) 官廳において購入するもの(ハ) 公共團体において購入するもの
2. 製鉄用原料または材料として製鉄業者に鉄鋼を販賣する時
3. 天災事変その他止むを得ざる事由ありたるにより鉄鋼割當證明書によることを得ざる時

第3條 造船業、鉄道業、電氣事業、土木建築請負業、ガス事業、水道事業、石油業、鐵業、製鉄事業、機械器具製造事業その他鉄鋼を使用する事業を營む者その事業の用に供する鉄鋼を購入せんとするときは當該事業の主務官廳、地方長官または統制團体より鉄鋼割當證明書の交付を受くべし、但し軍用の工作物(建築物を含む以下同じ)の築造用鉄鋼または軍需品製造工場にして陸軍大臣若しくは海軍大臣の認定を受けたるもの、軍需品製造用鉄の購入についてはこの限に在らず、官廳または公共團体工作物の築造を請負ひたる者または軍需品製造の注文を受けたる者は別項の鉄鋼割當證明書の外當該官廳または公共團体より鉄鋼割當證明書の交付を受くべし

第4條 前條第1項の規定により鉄鋼割當證明書の交付を受けたる者該鉄鋼を使用する工作物の築造または當該鉄鋼を原料若くは材料とする製品の創造若くは加工を他人に請負はしめたる場合において當該請負人鉄鋼を購入するときはその者に當該鉄鋼割當證明書を交付すべし、前項の場合において注文者は請負契約の要旨を記載したる書面及鉄鋼割當證明書の寫を自己の屬する統制團体及請負人の屬する統制團体に提出すべし

第5條 土木建築用の鉄鋼を購入せんとする築造主は第3條第1項の鉄鋼割當證明書の外土木建築請負業者の統制團体より鉄鋼割當證明書の交付を受くべし、但し統制團体に屬する者(土木建築請負業者を除く)が自ら土木建築工事を執行する場合においてはこの限りにあらず

第6條 土木建築請負業者または機械器具製造事業者

第3條第2項または第4條の規定により鉄鋼割當證明書の交付を受けたるときは第3條第1項の鉄鋼割當證明書に添附しこれを鉄鋼の製造業者または販賣業者に提出すべし

第7條 統制團体は商工大臣の定むる數量の限度内において鉄鋼割當證明書を發行することを要す、公共團体は地方長官の定むる數量の限度内において鉄鋼を購入しまたは鉄鋼割當證明書を發行することを要す

第8條 鉄鋼割當證明書と引換へ購入したる鉄鋼はこれを他人に譲渡することを得ず、但し特別事情により商工大臣の許可を受けたる場合はこの限りにあらず

第9條 鉄鋼の製造業者または販賣業者はその引換へたる鉄鋼割當證明書を引換後逕轍なく商工大臣の指定したる者または團体を經由し商工大臣に提出すべし

第10條 鉄鋼の販賣業者は次に掲ぐる事項を記載したる帳簿を備へ置くべし。1. 購入したる鉄鋼の種類別用途別數量及價格、約定及受入の年月日並に購入先の氏名名稱及住所 2. 販賣したる鉄鋼の種類別用途別數量及價格、鉄鋼割當證明書の發行者、約定及引渡の年月日、引渡地位並に販賣先の氏名名稱及住所 3. 每月末における鉄鋼の種類別在庫數量

第11條 商工大臣または地方長官必要ありと認むる時は當該官吏をして鉄鋼の販賣業者の帳簿その他の検査をなさしむることを得

第12條 鉄鋼の製造業者または販賣業者は鉄鋼割當證明書と引換へ鉄鋼を販賣したる時は逕轍なく鉄鋼の販賣先、種類別數量及價格並に引渡年月日を當該鉄鋼割當證明書を發行したる官廳、公共團体または統制團体に報告すべし

(編輯部)

水力協會創立

土木技術報國に邁進

電力管理の實施に伴ひ民間技術者と監督官廳の技術的精神的連繋は愈々その密度をふかめつゝあるが、わけても建設途上に於ける土木技術者の使命は益々重きを加へつゝあるため、かねて發電土木關係技術者は「水力協會」を設立して國策線に沿つて技術報國に邁進すべく計畫中のところ、約1000名の入會賛成者を得て

その機熟し去る 6 月 28 日午後 6 時東京丸ノ内日清生命ビル永樂クラブに於て創立總會を開催した。會する者發電水力界の權威者約 100 名の多きに達し、左記宣言を満場一致可決ののち會長及役員の選舉を行つたが初代會長には土木學會副會長大井川電力社長新井榮吉氏が選任された。

宣言：本會は國策に順応し官民和協、以て水力事業の健全なる發達を期す。

なほ役員氏名は左記の通りである。

顧問：秋田重季、永井專三、生駒勇、野口寅之助、石井顥一郎、八田嘉明、神原信一郎、濱田東稻、佐藤長太郎、前川貢一、彭城嘉津馬、松浦圓四郎、杉山榮、吉村惠吉、杉本好太郎、森忠藏

會長：新井榮吉

理事：萩原俊一（東北振電）、中村光四郎（中央水力）（以上常務理事）、阿部謙夫（鉄道省）、高橋三郎（遞信省）、赤松三郎（廣島電氣）、高橋嘉一郎（内務省）、石川榮次郎（大同電力）、内海清溫（富士川電力）、大島滿一（東京電燈）、畠山好伸（東邦電力）、加藤貢（東京電燈）、松田全弘（鬼怒川水電）、金野賢助（富山縣）、溝口潔夫（雨龍電力）、齋藤孝二郎（日本電力）、山倉嘉一郎（群馬水電）、櫻山莊次（矢作水力）、山本格（九州送電）、鈴木長治（東信電氣）、横山勝治郎（宇治川電氣）

（編輯部）

新日原水力建設工事概要

事業者：出雲電氣株式會社

河川名：島根縣高津川

取水口：島根縣鹿足郡柿木村大字下須宇川添

放水口：同縣同郡日原村大字枕瀬字胴突

流域面積：303 km²

使用水量：最大 10.57 m³/s (380 個)、常時 2.73 m³/s (98 個)

有效落差：80.9 m (267 尺)

發電力：最大 6 767 KW、常時 1 747 KW

取水堰堤：玉石コンクリート表面張石溢流形、高さ平面上 1.5 m、長さ 64 m (魚道、流木路及排砂門を含む)

導水路：位置 高津川左岸、總長 7 925 m (沈砂池、開渠、暗渠及隧道を含む)、内隧道延長 7 688 m (横坑により 12 本に分ち施工、内最長 1 237 m、勾配 1:1 000、内径 2.6 m 馬蹄形、コンクリー

ト巻厚 0.15~0.40 m)

沈砂池：取水口基點 476 m より 529 m まで長さ 53 m 幅 15 m 左右 2 室に分れ各室底部より暗渠により高津川へ排砂す。

水槽：急勾配の山腹に位するを以て餘水溢流部は上流の隧道を擴大し其の内に設く。

水圧鉄管路：勾配 42°、亘長 122 m、熔接 上部 1 本 内径 2.25 m、下部 3 本に分歧内径 1.3 m

餘水路：亘長 185 m 暗渠及開渠

放水路：亘長 36 m 暗渠及開渠

水車：渦巻型單流綫軸 3 基 電業社製

發電機：3 000 K.V.A.、3 相、60 サイクル、3 基 芝浦製作所製

發電所建物：鉄筋コンクリート造、本屋 2 階建 (水車室及發電機室) 建坪 274 m² 配電室 2 階建、建坪 130 m²

工事用電力：出雲電氣株式會社の既設發電所より融通を受けたるも隧道長きに比し工期短き關係上掘鑿用空氣圧縮機のみにて 12 基合計 800 HP を備へ其の他捲揚機、コンクリート混合機、クラッシャー等を加算する時は 1 日 10 000 K.W.H. の電力を使用せる事もありたり。

工業用材料：發電所位置は山口線日原驛より約 2 km にあり夫れより高津川右岸に沿ふて縣道あるを以て、鉄材セメント運搬には便なるも附近に砂及砂利の良質のもの無く、砂利は隧道掘鑿よりの礫をクラッシャーにかけ使用したるも、砂は不良なるを忍び使用せり。

建設工事概算：2 500 000 円

工事着手：昭. 12. 1

工事竣工：昭. 13. 6

水路工事請負者：上流部 乘島組、下流部 森本組。

工事着手までの経過：大正 12、水利使用申請、昭. 3 同認可、昭. 4、起工準備したるも都合により中止す。昭. 11、再び起工準備に着手し測量、設計並に用地買収をなす。昭. 11, 11、水路工事請負者決定、昭. 12. 1、諸官廳工事實施認可

本工事特異事項：(1) 水路構造物に特異性のもの無きも強ひて擧げれば水圧鉄管が下部に於て熔接により 3 本に分歧せる點なるべし。

(2) 高津川は鮎の繁殖盛んにして本工事起工に當りて相當の補償をなすと共に比較的大なる魚梯を

設く。

- (3) 水路の一部は國有林内を通ずるを以て諸事煩瑣なる手續を要したり。
- (4) 隧道長きに比し工期短き關係と諸物價騰貴直前に請負契約締結したるに依り工事當事者並に請負者特に苦心せり。
- (5) 勞働者は工事最盛期に於て約 1 200 名の出面なりとも其の内約半數は鮮人にして世間一般に事業多かりしと鮮人の内地移入無く絶えず勞働者の不足に困難せり、且つ近年鮮人労働者の素質低下せるを覺ゆ。(村瀬花之亮)

都市計畫關係決定事項

- (1) 都市計畫法適用： 群馬縣水上村（温泉並遊覽都市）、廣島縣庄原町（商業盛んにして地方物産の集散地）。
- (2) 都市計畫區域決定： 水上（群馬縣水上村の區域）、庄原（廣島縣庄原町の區域）、身延（山梨縣身延町の區域）、大河原（宮城縣大河原町の區域）。
- (3) 計畫の決定： 街路 奈良都市計畫街路追加（17 線、延長 44.57 km、工事費概算 5 024 901 円）、下關都市計畫街路追加（12 線、延長 23.80 km、工事費概

算 4 085 609 円）。

風致地區 嶺島都市計畫風致地區（面積 3 089.32ha）、
炳都市計畫風致地區（面積 250.0 ha）。

區割整理 三重縣御船都市計畫土地區割整理（面積 17.67 ha、整理費概算 100 000 円）。

(4) 事業の決定： 街路 四日市都市計畫路面改良事業（面積 1 021 m²、事業費 4 000 円、昭和 13 年度、市長執行）、津都市計畫街路事業（II. 1. 1 號線、延長 0.39 km、事業費 270 000 円、昭和 13~14 年度、市長執行）。

區割整理 東京都市計畫新宿驛附近土地區割整理（都市計畫事業として、東京市に施行命令、面積 10.69 ha、事業費 1 000 000 円、昭和 16 年迄に完了）。

(5) 土地區劃整理組合の設立： 宮城縣渡波都市計畫區域內渡波驛前（面積 7.66 ha、整理費 24 000 円）、市川都市計畫區域內管野（面積 12.16 ha、整理費 30 000 円）、岡山都市計畫區域內大元驛前（面積 3.29 ha、整理費 52 500 円）、奈良縣敵傍都市計畫區域敵傍町第一（面積 6.18 ha、整理費 3 400 円）、西宮都市計畫區域內久出ヶ谷（面積 2.42 ha、整理費 360 000 円）。

（編輯部）